

令和3年度エコタイヤ導入促進事業実施要領

令和3年 4月 1日
(公社) 福島県トラック協会

1 助成対象

会員事業者が新たにエコタイヤ（転がり抵抗を5%以上低減するタイヤ（再生タイヤを含む。）で、別紙（「エコタイヤ対象商品一覧表」のとおり）を導入し、福島県内ナンバーの車両に装着した場合、その導入・装着に要した費用を予算の範囲内で助成する。

ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

また、県内に複数の営業所がある場合、本社又は主管支店で取りまとめ提出する。

2 助成金予算額

22,000,000円

3 助成金額

(1) エコタイヤ1本あたり2,000円

(2) 保有車両数（以下、車両数という。）により、助成本数の上限を設ける。

① 車両数の3分の1×10本又は購入本数のいずれか少ない方とする。

② 1事業者150本を上限とする。

ア 車両数は、原則として令和3年4月1日現在とする。

（令和3年度会員名簿に記載の車両台数）

イ 車両数の3分の1に端数が生じた場合は四捨五入をする。

(3) タイヤのみを分割で購入する場合、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに支払った金額を助成の対象とし、支払い金額に応じた本数割となる。

4 助成申請書類

購入または契約、装着をし支払完了後に次の書類により申請する。

(1) エコタイヤ導入促進助成申請書

(2) 請求書及び領収書の写しを添付

① 請求書には、商品名・型式・購入本数・購入日が明らかであること。

② 新車装着にあたっては、請求書及び領収書の写し、自動車車検証及び見積書又は注文書に商品名・型式・購入本数・金額・注文日があきらかであること。（リースの場合は、リース契約書も添付）

③ エコタイヤ単体のリース・賃貸契約の場合は、契約書も添付

5 実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に購入・契約をし、その費用の支払いが完了したもの。

申請期限：令和4年2月28日までに提出

ただし、上記期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了とする。